

令和6年度大規模地震・津波対策普及啓発業務委託 企画提案募集要領

この要領は、令和6年度大規模地震・津波対策普及啓発業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 令和6年度大規模地震・津波対策普及啓発業務

2 事業目的

宮城県では令和3年度から5年度にかけて第五次地震被害想定調査を実施し、今後発生が予想される大規模な地震・津波災害による被害想定を行ったところである。この調査では大規模地震・津波災害により、県内全域にわたって甚大な被害が予測されるという結果が示されたものの、適切な防災対策を講じることにより被害を大きく軽減できることも示された。

東日本大震災後の復旧・復興事業によりハード整備が大きく進展した宮城県では、今後の防災対策におけるソフト対策の比重が相対的に高まっている。その実施主体である県民一人ひとりの防災意識向上、事前の備え、災害時の適切な避難行動等が重要である。

本業務は被害想定調査の結果を周知し、県民一人ひとりが適切な防災対策を講じることができるような啓発資料・ウェブサイトの作成を行うものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務の場所

宮城県内

5 業務内容

別紙「令和6年度大規模地震・津波対策普及啓発業務委託業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

第2 事業費（委託上限額）

金26,172,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。
- 2 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 4 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に

掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 6 過去5年間に官公庁が発注する本業務に類似した業務を受注した実績を有していること。

第4 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和6年4月26日 |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和6年5月15日正午 |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和6年5月17日 |
| 4 企画提案書等の提出期限 | 令和6年5月27日午後4時 |
| 5 選考委員会（プレゼンテーション） | 令和6年6月上旬 |
| 6 選考結果の通知 | 令和6年6月中旬 |
| 7 業務委託契約の締結 | 令和6年7月上旬 |

※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和6年5月15日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

bosais@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県復興・危機管理部防災推進課防災推進班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加 表明書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 本要領第3の6に規定する履行実績が確認できる契約書の写し 1部

ニ 企画提案書（任意様式） 8部及び電子媒体1部

企画提案書はA4版片面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き30ページ以内（参考資料等の添付資料を含む）とする。また、電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

ホ 概算見積書（任意様式） 5部

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

※ 提出書類に基づき、応募資格の審査を行う。応募資格が認められず失格となった場合は、当該応募者に対してその理由を付して文書により通知する。

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」

ロ 目次

ハ 企画提案者（以下「提案者」という。）の概要

(イ) 企業理念

(ロ) 売上・経常利益・資本金・従業員数など経営状況及び規模が分かる指標

(ハ) 同種又は類似の業務実績とその実施年度

ニ 本文

(イ) 業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

(ロ) 業務の実施フロー

事業目的の実現に向け、特に県との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

(ハ) 業務の実施方法

募集要項の第1の5業務内容に示すそれぞれについて、具体的な手法を記載すること。

(ニ) その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

ホ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。

また、業務実施に必要又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務に類似した業務経歴等を記載すること。

(3) 提出期限 令和6年5月27日（月）午後4時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県復興・危機管理部防災推進課防災推進班

（宮城県庁行政庁舎5階）

第6 業務委託候補者の決定

1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、参加申込者から提出された企画提案書の内容に係るヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、第6の3の審査項目及び配点に基づき審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、原則として、参加申込者が5者を超える場合には、事務局が書面審査による1次審査を行い、上位5者のみをヒアリング対象とし、当該5者から候補者を選定するものとする。ただし、書面審査のみによる1次選定が難しい場合は、その限りではない。

2 審査内容

(1) 実施日 令和6年6月上旬予定（プレゼンテーション）

(2) 実施方法

イ 企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により、あらかじめ定めた評価基準に基づいて選定委員が審査を行い、各選定委員が採点した得点の総計最上位1業者を選定する。

(イ) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(ロ) 1応募者あたりの持ち時間は25分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(ニ) プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

ロ 選定結果については、各応募者に書面で通知するとともに、各応募者の名称や評価得点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価得点が特定できないように配慮する。

ハ 審査内容及び設定結果の問い合わせには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

ニ 参加者が1者の場合も審査を行い、採用案に相応しいと判断される場合は、業務委託候補者として選定する。また、応募者がいない場合、応募者全員が失格した場合またはすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度企画提案を募集する。なお、再公募の実施にあたっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

3 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目及び評価内容	配点
イ 業務の内容（配点80点）	
①被害想定調査結果啓発資料の作成（40点） ・県民の防災への関心を喚起し、読みやすさと情報量のバランスが取れた内容となっているか。 ・県民の目を引き、手に取りやすいデザインとなっているか。 ・家庭内で保管しやすく、随時参照できる内容、構成、デザインになっているか。	40点
②被害想定調査結果啓発ウェブサイトの作成（30点） ・個別・詳細な情報を求める県民のニーズに応える内容となっているか。 ・直観的に利用しやすく、閲覧しやすい構成、デザインになっているか。 ・専門知識を持たない県職員でも修正・更新可能なものになっているか。	30点
③業務理解度（10点） ・業務仕様書の内容を理解した提案となっているか。 ・実施方法が現実的な提案となっているか。 ・他に優れ、特に評価すべき内容があるか。	10点
ロ 業務の実施体制（配点10点）	
・配置予定担当者の業務実績で履行能力が認められるか。 ・提案内容を適切かつ確実に履行することが可能な実施体制が構築されているか。 ・業務実施のスケジュールが現実的な計画で提案されているか。 ・業務全般の進行管理が行われる体制が提案されているか。	10点
ハ 法人実績（配点5点）	
・過去5年間の業務実績で履行能力が認められるか。	5点
ニ 見積書（配点5点）	
・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性はあるか。	5点
合計 100点	

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 業務委託候補者の決定
選定委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、事業費（委託上限額）の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を業務委託候補とする。
 - (2) 契約書の作成
県と業務委託候補者が協議した上で契約書を作成する。
 - (3) 支払条件
支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。
 - (4) 契約保証金
業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
 - (5) 成果物の利用
本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。
なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(6) 成果物の権利等

- イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ロ 成果物について、県に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(7) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 仕様書

審査結果通知後、県と業務委託候補者で協議の上、仕様書を作成する。

(2) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(3) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(4) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(6) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(7) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 問い合わせ先

宮城県復興・危機管理部防災推進課防災推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2376